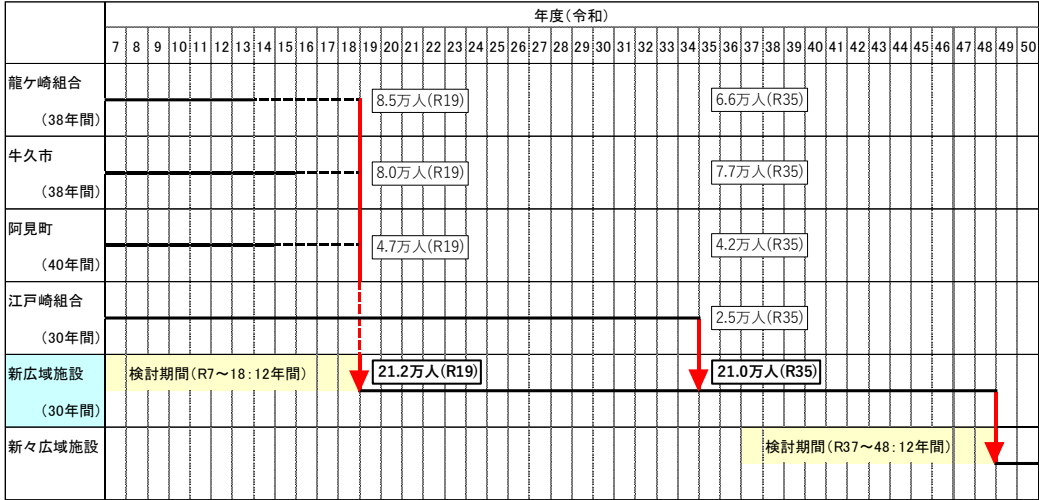


1. 2024(令和6)年度基礎調査以降の検討

本報告書は、2025(令和7)年3月以降に決定した方針(段階的な広域化・集約化)や変更内容等を踏まえ、2024(令和6)年度に作成した「ごみ処理広域化に向けた基礎調査報告書」を基に追加検討を行い、広域化・集約化を推進するための基礎資料とすることを目的に作成した。

表1 ごみ処理施設の集約化に向けた工程(3団体が先行して新広域処理施設を整備)



※江戸崎組合においては、2037(令和19)年度末まで15年間の運営・維持管理業務を契約中であり、その後、再度15年間契約し2052(令和34)年度末まで既存施設を使用すると想定した。

(1)新広域焼却施設の施設規模の検討

2024(令和6)年度の基礎調査報告書においては、焼却処理量は現在の分別区分を基本に将来予測していたが、現在焼却されているプラスチックが資源に移行することを踏まえ、焼却処理量の将来予測を見直した。プラスチックの資源化移行後の焼却処理量を踏まえると、**2市3町のごみ量に対する施設規模は218t/日**である。なお、環境省の通知において、施設規模に対し10%を限度にした災害廃棄物処理量を見込むことができるものとされている。このため、2市3町で整備する新広域焼却施設においても、災害廃棄物処理に対する一定の余裕分を考慮した施設規模で整備することが考えられる。

現時点においては**最大限の余裕を確保することを想定し、239t/日**(218t/日+21.8t/日【10%】÷239t/日)の施設規模で新広域焼却施設を整備することとし、費用等を試算した。

(2)概算費用の検討

プラスチックの資源化移行後の焼却処理量及び施設規模を踏まえ、2市3町における新広域焼却施設の整備・運営に係る概算費用を算出した。

表2 2市3町の新広域焼却施設整備に係る費用(中継施設を整備しない場合)
(循環型社会形成推進交付金を考慮しない場合)

施設の整備場所	施設整備費 (調査費+建設費) (億円)	施設運営費 (億円/20年)	増加運搬費 (億円/20年)	合計 (億円/20年)
龍ヶ崎地方塵芥処理組合	232.7	188.2	36.0	456.9
牛久市			36.2	457.0
阿見町			66.0	486.9

※施設整備費は、2024(令和6)年度基礎調査報告書をベースに2025(令和7)年度に広域化の方向性(2037(令和19)年度に2市3町における新広域焼却施設稼働)を踏まえた処理能力(218t/日)に、災害廃棄物処理に対する一定の余裕量(施設規模の10%)を見込んで設定した施設規模(239t/日)で再試算している。ただし、近年の物価高騰による影響は考慮していない。
※施設運営費は、2024(令和6)年度基礎調査報告書において試算した費用を20年分の運営費に換算。
※表示単位未満の数字は四捨五入しているため、表内に示す数字とその合計は一致しない場合がある。

本ブロックにおいては、可燃ごみの中継施設を整備することによる経済的メリットは見込めないが、施設へごみを直接搬入する住民が多い市町村があることから、中継施設の整備検討は必要との要望もあった。このため、新広域焼却施設の整備場所(2市3町の既存施設の場所に整備すると仮定)から最も遠い自治体(2市3町の既存施設の場所)に可燃ごみの中継施設を整備とした場合の概算費用を算出した。

表3 2市3町の新広域処理施設整備に係る費用(中継施設を整備する場合)

施設の整備場所	施設整備費 (調査費+建設費) (億円)	施設運営費 (億円/20年)	増加運搬費 (億円/20年)	合計 (億円/20年)
龍ヶ崎地方塵芥処理組合 (中継施設:阿見町)	246.3	207.3	12.5	466.1
牛久市 (中継施設:阿見町)	246.3	207.3	16.1	469.7
阿見町 (中継施設:龍ヶ崎組合)	250.2	207.9	31.8	489.8

※中継施設は、簡易型の施設を整備することを想定している。また、整備場所は、新広域焼却施設の整備場所から最も遠い建設候補地に整備すると仮定した。
※増加運搬費には、中継施設を経由せずに直接新広域焼却施設へ搬入する運搬経費と、中継施設で積替後のごみの運搬経費を含む。
※施設整備費は、交付金の活用を考慮していない費用である。
※表示単位未満の数字は四捨五入しているため、表内に示す数字とその合計は一致しない場合がある。

【参考】試算で想定した簡易型の中継施設の概要(段差直接投入方式)

- 収集されたごみをパッカー車から直接大型コンテナに投入し、アームロール車により輸送する方式。
- 直接搬入する場合はごみの圧縮効果がないため、積載効率を向上させるために重機などにより敷き均し、転圧作業を行う場合もある。転圧作業を行う場合は、手動になるため積替え作業人員の配置が必要になる。

(3)温室効果ガス排出量の検討

プラスチックの資源化を踏まえて焼却処理量の将来予測を見直したことから、改めて広域化による温室効果ガス排出量の削減効果を推計した。

プラスチックの資源化により全体的に温室効果ガス排出量は削減されることに加えて、**施設規模が大きくなるほど処理効率や発電効率の向上により発電や熱回収によるエネルギー回収量が増加する**。廃棄物の焼却に伴って発生する熱(余熱)を有効利用することにより、**事業所内での燃料使用量または電力消費量を削減**するとともに、**事業所外にも熱又は電気を供給することが可能**となることから、燃料使用量及び電力消費量を削減できる。このため、**エネルギー回収量が増加するほど温室効果ガス排出量の削減効果は大きく、広域化による削減効果としても十分に確認できる。**

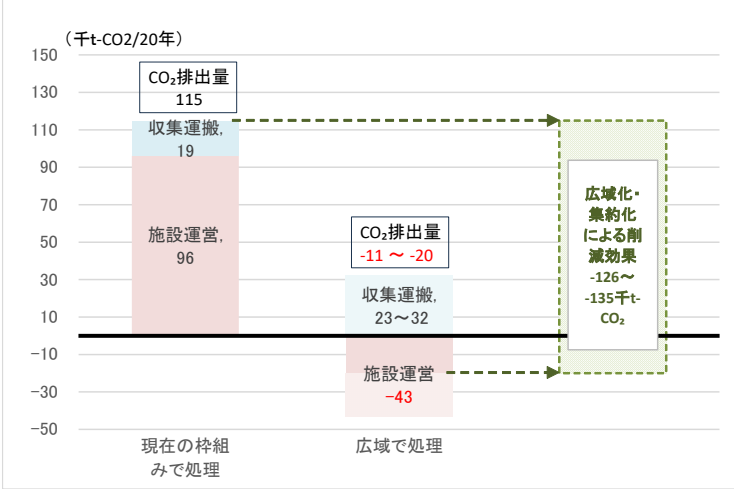


図1 広域化した場合の温室効果ガス排出量(CO2換算値)の削減効果

2. マテリアルリサイクル推進施設の広域化・集約化に係る検討

マテリアルリサイクル推進施設の整備内容については、今後策定する基本構想等で検討し確定していくことになるため、現時点では、プラスチックの資源化施設に加えて2市 3 町の既存施設と同程度の施設整備を行うと仮定して検討を行った。

(1)マテリアルリサイクル推進施設の整備規模

新広域焼却施設と同時に稼働することを基本とし、新たなマテリアルリサイクル推進施設の整備を既存の枠組みで行った場合、広域で行った場合のそれぞれの施設規模は以下のとおり。

表 4 マテリアルリサイクル推進施設の施設規模

		施設規模（t/日）
既存の枠組みで整備する場合		
	龍ヶ崎地方塵芥処理組合（1 市 2 町で整備）	10.3
	牛久市（単独で整備）	15.9
	阿見町（単独で整備）	11.3
広域で整備する場合		
	新広域処理施設（2 市 3 町の広域処理）	37.5

※既存施設での処理量を基に施設規模を算出している。

(2)マテリアルリサイクル推進施設の整備・運営に係る概算費用

マテリアルリサイクル推進施設を既存の枠組みで整備・運営した場合と、2 市 3 町で広域化して整備・運営した場合の施設整備費、施設運営費、運搬費の概算結果は以下のとおり。

広域処理施設として整備した場合、**運搬費は増加するものの、既存の枠組みで整備した場合よりも整備費・運営費は大きく減少**する。このため、運搬費の増加を含めても、2 市 3 町全体でみると、マテリアルリサイクル推進施設を既存の枠組みで施設を整備するよりも**広域で施設を整備する方が経済面においては優位性がある。**

表 5 既存の枠組みでマテリアルリサイクル推進施設を整備する場合の概算費用
（循環型社会形成推進交付金を考慮しない場合）

	施設整備費 （調査費＋建設費） （億円）	施設運営費 （億円/20 年）	増加運搬費 （億円/20 年）	合計 （億円/20 年）
龍ヶ崎地方塵芥処理組合（1 市 2 町で整備）	32.0	22.9	—	54.9
牛久市（単独で整備）	48.9	35.4	—	84.3
阿見町（単独で整備）	35.0	25.1	—	60.2
合計	116.0	83.4	—	199.4

※既存枠組みで施設を整備する場合には施設整備費に調査費含む。

※表示単位未満の数字は四捨五入しているため、表内に示す数字とその合計は一致しない場合がある。

表 6 広域でマテリアルリサイクル推進施設を整備する場合の概算費用
（循環型社会形成推進交付金を考慮しない場合）

施設の整備場所	施設整備費 （建設費） （億円）	施設運営費 （億円/20 年）	増加運搬費 （億円/20 年）	合計 （億円/20 年）
龍ヶ崎地方塵芥処理組合	92.3	67.8	5.5	165.6
牛久市			4.6	164.6
阿見町			9.9	169.9

※2市3町でマテリアルリサイクル推進施設を整備する場合、焼却施設と同時整備となるため調査費は含めない。

※表示単位未満の数字は四捨五入しているため、表内に示す数字とその合計は一致しない場合がある。

(3)マテリアルリサイクル推進施設の広域化・集約化に係る評価

ごみ焼却施設の広域化・集約化とあわせてマテリアルリサイクル推進施設の広域化・集約化をする場合について、環境性や経済性、また、その他の項目を評価した。

現時点においては建設用地が決まっていないことから、評価は左右することも考えられるが、マテリアルリサイクル推進施設においても、**広域化・集約化をする方が優れている点が多い**と考えられる。

表 7 マテリアルリサイクル推進施設の広域化・集約化の評価

A：優れている B：優れていない

項目		広域化・集約化する場合		既存の枠組みで整備する場合	
環境性	資源回収	A	資源ごみを集約して一定量が集まれば、資源化の選択肢が広がる。	B	資源ごみの量が少ないため、広域化・集約化に比べて効率は落ちる。
	温室効果ガス排出量	—	運搬に係る温室効果ガス排出量は増加するが、処理方法が具体的に決まっていないため、現時点で正確な評価はできない。	—	温室効果ガス排出量は、現状と変わらないと考えられるが、処理方法が具体的に決まっていないため、現時点で正確な評価はできない。
	公害防止	A	騒音・振動・悪臭等について適切な対応ができる。	A	騒音・振動・悪臭等について適切な対応ができる。
	収集車の集中	B	収集運搬車が集中する。	A	収集運搬車を分散できる。
	施設整備費、運営費及び運搬費	A	運搬費は増えるが、施設整備費・運営費の自治体負担は小さくなる。 概算費用：約 165 億円～170 億円 （施設整備場所により異なる）【表 6】	B	広域化・集約化に比べて費用は高くなる。 概算費用：約 200 億円 （2 市 3 町合計）【表 5】
その他	分別	B	分別をある程度揃える必要がある。	A	分別を揃える必要はない。
	実施スケジュール	A	広域焼却施設の整備と合わせた整備として検討し、進めることができる。	B	広域焼却施設の整備と並行して別途整備スケジュールを検討し、進める必要がある
	自治体職員の作業負担	A	1 施設であるため圏域全体の作業負担は少ない。	B	3 施設であるため圏域全体の作業負担は多い。
	用地確保	—	現時点で不明。広い土地が必要となる。	—	現時点で不明。土地が 3 か所必要となる。
	処理残さの焼却	A	焼却施設と同じ場所に建設すれば、処理残さを敷地外へ運搬する必要はなく効率的である。	B	焼却施設と同一敷地でない場合、焼却施設まで処理残さを運搬する必要がある。

(4)江戸崎地方衛生土木組合との合流

江戸崎地方衛生土木組合については、現在事業を進めている新リサイクルセンター（不燃ごみ処理設備、ペットボトル処理設備）を 2030(令和 12)年度に稼働する予定である。稼働後 20 年間の運営委託が計画されていることから、**稲敷市及び美浦村の合流は最短でも 2050(令和 32)年度以降と想定**される。また、マテリアルリサイクル推進施設は一般的な耐用年数はなく、設備の定期修繕や部分更新等を計画的に行うことにより処理機能は維持しやすい傾向がある。一方で、設備の修繕・補修等には一定程度の費用も要することも想定されることから、**広域化・集約化することにより経済的メリットは見込める**可能性がある。

このため、焼却施設と同様に、江戸崎地方衛生土木組合の新リサイクルセンターの運用終了に伴い、**マテリアルリサイクル推進施設についても 1 施設に広域化・集約化することが考えられる。**

【調査結果】不燃・粗大・資源ごみ処理は広域化することに優位性が得られる。

広域化する場合は、2市3町で先行して施設を整備し、稲敷市及び美浦村は江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンターの運用終了に伴い合流することが考えられるが、将来のごみ量に応じた処理品目を柔軟に検討することが必要。

3. 建設候補地に係る検討

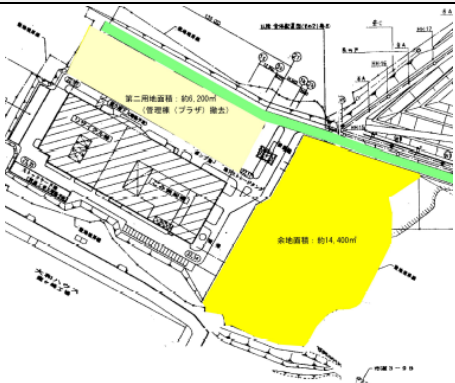
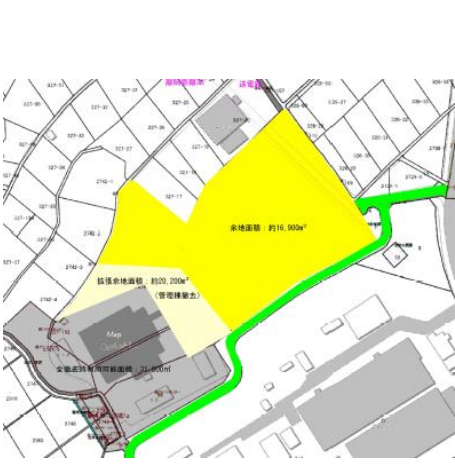
新広域処理施設の建設候補地は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、牛久市又は阿見町の既存施設の敷地が想定される。

本ブロックにおける広域化・集約化の方向性を踏まえ、既存 3 施設の敷地を建設候補地とした場合の建設可能性を検討した。

(1)建設候補地の敷地概要及び特徴

建設候補地の敷地概要及び特徴は以下のとおり。
なお、新広域処理施設の建設期間中においても、既存施設でのごみ処理は継続する必要があることから、既存施設の工場棟は維持したまま新広域処理施設を整備することを基本とした。

表 8 新広域処理施設の建設候補地の敷地概要

建設候補地		敷地概要
候補地 1： 龍ヶ崎地方 塵芥処理組 合		・敷地面積:47,000 m² ・既存施設東側に施設の建替用地が確保されており、既存施設の運営に影響せず建設に使用できる。 ・既存施設の管理棟及び駐車スペース等を解体することでその跡地も利用できるが、代替事務所及び駐車場の確保が必要である。
候補地 2： 牛久市		・敷地面積:41,000 m² ・既存施設南側に空地があるが、ストックヤードの運用等確保するためには使える余地は広くない。 ・既存施設の管理棟を解体することでその跡地も利用できるが、代替事務所が必要であり、整備期間中はリサイクルプラザ機能を停止することになる。
候補地 3： 阿見町		・敷地面積:31,499 m² ・敷地に傾斜及び段差があるため、造成が必要となる。 ・既存敷地東側には建物はなく建設用地として使用することが可能と思われるが、現在場内の搬入出経路となっているため、既存施設を運転継続しながらの整備には場内搬入出経路(及び計量機)の付替が前提となる。 ・また、敷地境界北東端を特別高圧線が横切っており、建設時は制約を受ける。 ・既存施設の管理棟を解体すれば利用可能範囲も若干広がるが、代替事務所の確保が必要となる。

■敷地内の建設余地、■一部付属棟撤去しての拡大建設余地

表 9 新広域処理施設の建設候補地の特徴比較

	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	牛久市	阿見町
施設建設場所(候補地)の利用可能面積	余地のみ:約 14,400 m ² 工場棟以外撤去:約 20,600 m ²	余地のみ:約 12,000 m ² 工場棟以外撤去:約 19,200 m ²	余地のみ:約 16,900 m ² 工場棟以外撤去:約 20,200 m ²
地元との協定(施設建設等に係るもの)	なし	協定で広域化は認められていない。	なし
他市町村との隣接状況(運搬車両の経由)	阿見町と隣接していない。 阿見町から搬入するには阿見町の運搬車両が牛久市・稲敷市を経由する。	3 施設の中心に位置している。 龍ヶ崎組合と阿見町の両方に隣接している。 ただし、クリーンプラザ・龍周辺を通過する運搬車両が稲敷市を経由する。	龍ヶ崎組合と隣接していない。 龍ヶ崎組合から搬入するには 3 市町(龍ヶ崎市、利根町、河内町)の運搬車両が牛久市・稲敷市を経由する。
搬入出路	敷地境界から約 120m の対面通行で公道に接続している。 接続する公道の幅員も広く、北東からの進入時用の右折車線もあり現状交通量も少ない。	敷地外公道までの搬入出路は2箇所あり、いずれも対面通行で幅員は約 7.5m。 場内の道路の長さが 30～40m と短いため、場内で渋滞した場合は公道への影響が想定される。	敷地外は現在直接公道に接続している。 既存施設を稼働しながら新施設を整備するには搬入出路を付替え、敷地南側に出入口を変更する必要がある。(ただし、県道まで約 200m と遠くなる。)
混雑状況・周辺道路への影響(既存施設の現況)	年末年始、ゴールデンウィークなどは計量棟、プラットホームなどで渋滞が発生することがある。 周辺道路へ影響することはない。	年末年始、ゴールデンウィークなどは計量棟、プラットホームなどで渋滞が発生することがある。 国道 408 号線からクリーンセンターへ向かう進入道路に渋滞が発生する。	繁忙期は、周辺道路まで渋滞の列がつながることがある。
ハザードマップ	洪水浸水想定区域、土砂災害区域ともに該当しない	洪水浸水想定区域、土砂災害区域ともに該当しない	洪水浸水想定区域、土砂災害区域ともに該当しない
インフラ整備(変電所、特別高圧線への接続(受電経路))	特別高圧線は既存施設から西側約 700m に大和ハウス線(66kV)がある。 接続は可能と思われるが実際に接続が可能かは確認が必要	特別高圧線は既存施設から北東側約 1 km弱に新佐原線(500kV)がある。接続は可能と思われるが実際に接続が可能かは確認が必要	特別高圧線は既存敷地の北東を稲敷線(66kV)が通過している。接続は可能と思われるが、実際に接続が可能かは確認が必要
施設建設場所(候補地)までの距離(輸送距離 18km が中継施設設置の検討基準とされている)	7 市町村のほぼ中央に位置している。 5 市町の広域においてはほぼ全ての地域が半径 18km の円内に収まる。 7 市町村での広域化移行後も稲敷市の一部を除いてほぼ全ての地域が半径 18km の円内に収まる。	7 市町村のほぼ中央に位置している。 5 市町の広域においては利根町の一部を除いて、ほぼ全ての地域が半径 18km の円内に収まる。 7 市町村での広域化移行後も利根町の一部と稲敷市の一部を除いて、ほぼ全ての地域が半径 18km の円内に収まる。	龍ヶ崎市の一部、利根町全域、河内町のほぼ全域が半径 18km の円内に収まらない。 利根町及び河内町の輸送距離が長くなり、広域化のメリットを確保するには中継施設の設置を検討する必要がある。 7 市町村での広域化移行後は、稲敷市の約半分は半径 18km の円内に収まらない。
既存施設の解体費用に対する交付金(交付金は新設場所解体 1/2、又はそれ以外 1/3 で1 か所を選択)	3 つの既存施設のなかで解体費用が最も高いと想定されるため、交付率が嵩上げされることによる効果は最も大きくなる。 ※延床面積が最大(3 施設合計延床面積の 58%相当)	※延床面積は 2 番目に大きい (3 施設合計延床面積の 29%相当)	3 つの既存施設のなかで解体費用が最も安いと想定されるため、交付率が嵩上げされることによる効果は最も小さい。 ※延床面積が最小(3 施設合計延床面積の 13%相当)

(2)建設候補地における配置上の建設可能性

新広域処理施設の必要面積を踏まえ、配置条件を基に焼却施設のみ整備する場合、焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設を同一敷地内に整備する場合について、それぞれ配置上の特徴を整理した。

なお、今後の検討において、**整備対象品目を決定する段階で品目の拡大あるいは制限することも想定され、それに応じて施設規模や新広域処理施設の設置に必要な敷地面積は増減する。**

■新広域処理施設必要面積等の設定条件	
【工場棟建築面積】	
・ 焼却施設:5,380 m ² 程度 （横:縦＝3:2 と想定し、90m×60mで設定）	
・ マテリアルリサイクル推進施設:約 2,410 m ² 程度 （横:縦＝1:1 と想定し、49m×49mで設定） ※マテリアルリサイクル推進施設は建設用地に応じて比較的柔軟な設備配置が可能	
【必要敷地面積】	
・ 焼却施設のみ:16,100 m ² 程度	
・ 焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設の一体型:23,300 m ² 程度	

【処理ラインの整備対象品目】

マテリアルリサイクル推進施設の施設整備については、2 市 3 町のそれぞれの既存施設において処理ラインを設けて実処理している品目に加え、新たに資源化するプラスチックを加えたものと仮定した。

表 1 0 分別品目と不燃・粗大ごみ及び資源ごみ処理の内容					
品 目		龍ヶ崎地方塵芥処理組合	牛久市	阿見町	江戸崎地方衛生土木組合
可燃ごみ		焼却	焼却	焼却	焼却
プラスチック	製品プラ				選別圧縮
	容リプラ				
	白色トレイ				
粗大ごみ	可燃性	破碎選別・圧縮	破碎選別・圧縮	破碎選別・圧縮	破碎
	不燃性				圧縮
不燃ごみ					機械選別・圧縮
缶類					
びん類		保管	手選別	手選別	
ペットボトル		選別圧縮	選別圧縮	選別圧縮	外部資源化※1※2
紙類		保管	保管	保管	保管

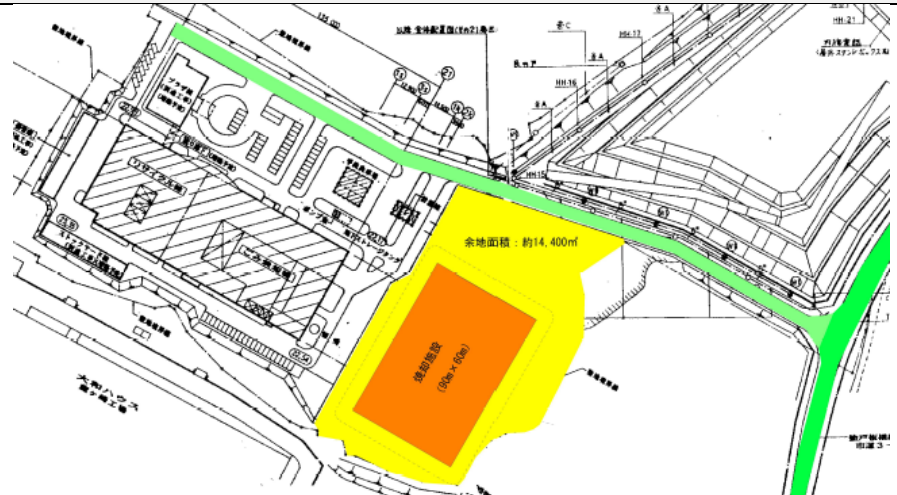
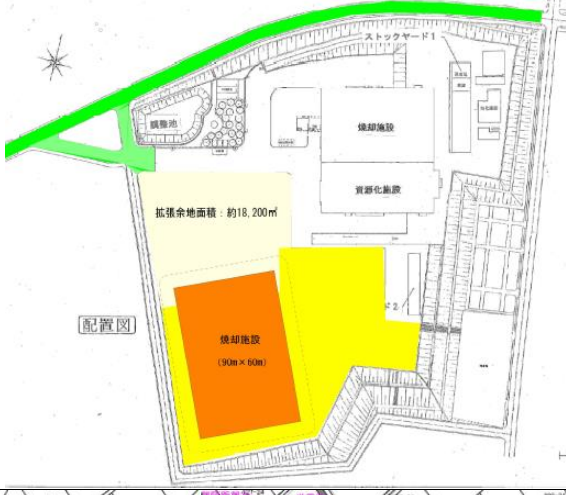
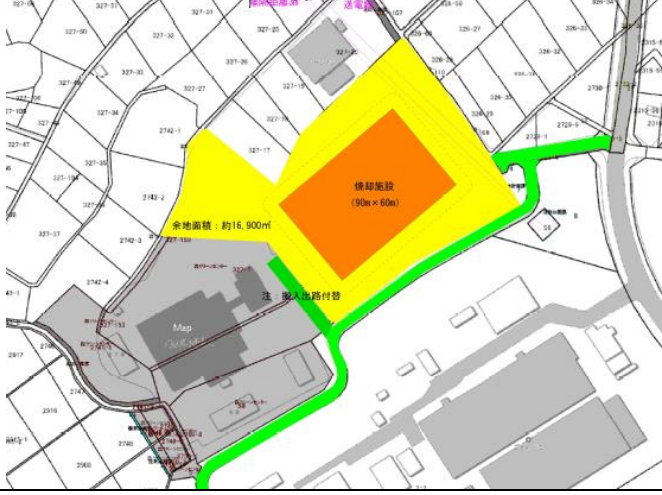
■：網掛け部分は粗大ごみ・資源化処理施設の処理ラインあり
※1：江戸崎地方衛生土木組合におけるペットボトル（外部資源化）は、組合の中間処理施設を経由せずに再生業者等に直接搬入、資源化されている。なお、江戸崎地方衛生土木組合は、新リサイクルセンターにおいて一部処理ラインを整備予定である。
※2：江戸崎地方衛生土木組合は新リサイクルセンターにおいて一部処理ラインを整備予定である。

① 新広域焼却施設のみを整備する場合

新広域焼却施設のみを整備する場合の、項目別評価は以下のとおり。いずれの用地も面積上の余裕はないものの、住民協定、建設条件、行政負担を総合的にみると龍ヶ崎地方塵芥処理組合の敷地に新広域焼却施設を整備することに優位性がみられる。

表 1 1 建設候補地に焼却施設のみを整備する場合の項目別評価

A：整備条件を満たしている B：工夫(努力)次第で整備可能 C：整備条件を満たしていない

建設候補地		用地条件 (面積、形状等)	地元との協定 (施設建設等に係るもの)	建設条件	行政負担
龍ヶ崎地方塵芥処理組合		A	A	A	A
		・余地のみで建設可能	・施設建設等に係る協定はない	・特になし	・特になし
牛久市		B	C	A	B
		・管理棟を先行解体しないと建設できない	・住民協定あり	・特になし	・管理棟の解体に伴う事前調整が必要
阿見町		A	A	B	C
		・余地のみで建設可能	・施設建設等に係る協定はない	・用地の造成が必要 ・特別高圧線が敷地上部を通過している	・搬入出路の付け替え、搬入経路の検討・調整が必要 ・造成する場合は施設整備費とは別に造成費が必要

【調査結果】新広域焼却施設のみを整備する場合、3つの候補地の中では龍ヶ崎地方塵芥処理組合の敷地に整備することに優位性がみられる。

② 新広域焼却施設と新広域マテリアルリサイクル推進施設を整備する場合

新広域焼却施設と新広域マテリアルリサイクル推進施設を一体で整備する場合の項目別評価は以下のとおり。

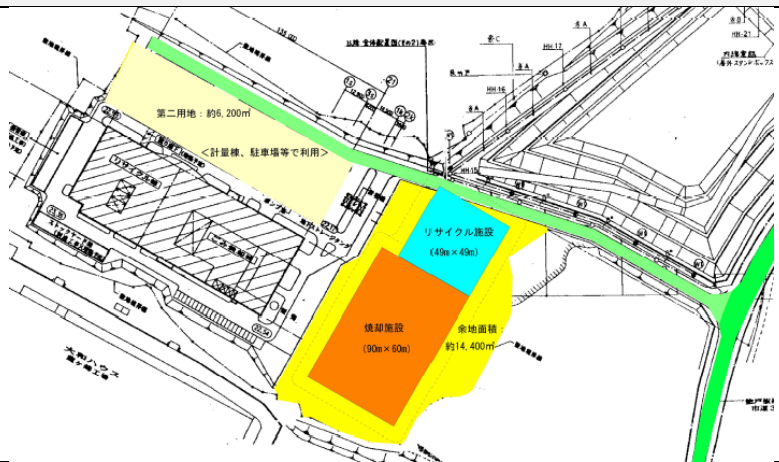
- ・用地条件だけをみると、牛久市(管理棟を先行解体する場合)や阿見町(全ての既存施設を先行解体する場合)の優位性が高い。
- ・ただし、阿見町(全ての既存施設を先行解体する場合)は建設期間中のごみ処理先の確保が必要であり、建設期間中含めた安定的なごみ処理の必要性を考えると、条件の達成は難しいと思われる。
- ・牛久市においては、住民理解を得られれば用地条件、建設条件等の優位性は高い。今後検討の余地はあると思われるが、整備スケジュールを考えると猶予はないため候補地とする場合は他候補地よりもさらに早期の対応が必要となる可能性もある。
- ・このため、用地としては牛久市の優位性が高いものの、牛久市を候補地とすることが困難と判断された場合は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び阿見町の余地での整備を検討することが現実的と思われる。
- ・龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び阿見町の余地での整備はいずれにおいても面積に余裕はないことから、マテリアルリサイクル推進施設で処理する品目の制限が必要であり、焼却施設の候補地を確定したうえで、候補地の余地を踏まえてマテリアルリサイクル推進施設で処理する対象品目・設備条件などを検討することが考えられる。

【調査結果】

- ・新広域焼却施設とマテリアルリサイクル推進施設を一体で整備する場合、牛久市の住民理解を得られれば、用地条件、建設条件等の優位性は高い。
- ・牛久市での整備が難しいと判断された場合は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び阿見町の余地での整備を検討することが現実的。
- ・この場合は、マテリアルリサイクル推進施設で処理する対象品目・設備条件を制限する必要がある。

表 1 2 建設候補地に焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備する場合の項目別評価

A：整備条件を満たしている B：工夫(努力)次第で整備可能 C：整備条件を満たしていない

建設候補地		用地条件 (面積、形状等)	地元との協定(施設 建設等に係るもの)	建設条件	行政負担
龍ヶ崎 地方塵 芥処理 組合		B	A	A	B
		・管理棟を先行解体しても工場棟の建設用地としては利用できない ・マテリアルリサイクル推進施設で処理する品目の制限が必要	・施設建設等に 係る協定はない	・特になし	・管理棟及び駐 車場の先行撤 去に伴う事前 調整が必要
牛久市		A	C	A	B
		・管理棟を先行解体すれば、整備可能 ・候補地の中で最も建設しやすい用地形状をしている	・住民協定あり	・特になし	・管理棟の先行 撤去に伴う事 前調整が必要
阿見町 (1)		B	A	B	B
		・管理棟を先行解体しても余裕はない ・マテリアルリサイクル推進施設で処理する品目の制限が必要	・施設建設等に 係る協定はない	・用地の造成が 必要 ・特別高圧線が 敷地上部を通 過している	・管理棟の先行 撤去、搬入出 路の付け替 え、搬入経路 の検討・調整 が必要
阿見町 (2) (全ての 既存施 設を先 行解体 する場 合)		A	A	B	C
		・十分な面積を確保できる	・施設建設等に 係る協定はない	・用地の造成が 必要 ・特別高圧線が 敷地上部を通 過している	・既存施設の解 体及び建設工 事中の阿見町 のごみの処理 先の確保・調 整が必要 ・造成する場 合は施設整備費 とは別に造成 費が必要